

重要事項説明書

1. 事業所の概要

法人名	有限会社エムエフジェイ
事業所名	小規模多機能ホーム まほろば
所在地	神奈川県横浜市神奈川区入江 2-7-27
事業所番号	1490200241
連絡先（電話）	045-432-0113
サービス提供地域	神奈川区

2. 職員体制及び職務内容

管理者（常勤）	運営に必要な管理業務等を行う	1名
居宅介護支援専門員 （非常勤）	ケアプラン等の作成、サービス調整、 関係機関等への連絡などを行う	1名
看護職員（非常勤）	主に看護に係る業務を行う	2名
介護職員（常勤）	主に介護に係る業務を行う／夜勤有り	3名
介護職員（非常勤）	主に介護に係る業務を行う／夜勤有り	6名
事務職員（非常勤）	主に負担額計算等の請求事務を行う	1名

3. 施設の概要

建物種類と使用部分	鉄筋コンクリート耐火建築物／1階2階
1階2階移動	エレベーター設置（寝台は不可）
個室	2部屋（TV／電動ベッド、他）
調理室	1室
浴室	1室（個別対応）
フロア（寝室仕切りあり）	1室（居間／夜間はカーテンで仕切り簡易ベッド設置）
トイレ／車椅子トイレ	1階個室2／車椅子1 2階個室1／車椅子1
消火設備	火災感知器・報知器／スプリンクラー／消火器6本

4. 営業時間

- 一 営業日 365日
- 二 営業時間 365日
- 三 サービス提供基本時間
 - ア 通いサービス 午前9時から午後4時まで
 - イ 宿泊サービス 午後4時から午前9時まで
 - ウ 訪問サービス 24時間

5. 利用料・自己負担金について

- ① 利用者様の介護保険負担額は、発生する負担額全体の1割又は2割又は3割です。
- ② 利用料及び負担額は自動口座引き落としによりお支払いいただきますようお願い致します。
- ③ 通常の提供地域外は、500Mあたり50円の費用が発生します。
- ④ その他、居宅サービス計画を作成しない場合など「償還払い」となることもあります。
- ⑤ 介護保険外サービスとなる場合には、全額自己負担となります。

その場合あらかじめ説明のうえ利用者様の同意を得ることになります。

6. キャンセル

- ① 利用者様がサービスの利用の中止をする際には、すみやかに所定の連絡先までご連絡下さい。
連絡先 045-432-0113 小規模多機能ホーム まほろば あて
- ② 利用者様のご都合でサービスを中止する際は、サービス利用前日の17:00までにご連絡下さい。
- ③ 当日のキャンセルではお弁当代が発生してしまいます。ご了承願います。
- ④ キャンセル料につきましては、利用者様負担の支払いに合わせてお支払いいただきます。

7. 相談窓口、苦情対応

相談・苦情は気兼ねなくお知らせください。また、まほろば以外の窓口として、下記のような場所が設置されています。ご利用者様又はその代理の方から連絡をお願い致します。

- ◆小規模多機能ホームまほろば 045-432-0113 担当者 濃野／井下
- ◆神奈川区 高齢・障害支援課 045-411-7110
- ◆鶴見区 高齢・障害支援課 045-510-1768
- ◆横浜市介護事業指導課 045-671-2356
- ◆国民健康保険団体連合会苦情係 045-329-3447

●まほろばでは、相談・苦情の受付後、3日以内に文章による資料を作成し、対応策等のご提案を致します。内容によっては市役所への報告をします。

8. 第三者評価実施状況

最終実施：令和7年2月26日

9. 協力医療機関

小規模多機能ホーム まほろばと協力体制を結んでいる医療機関は以下の通りです。

- ・はまかぜ診療所 神奈川区立町 6-1-6F
- ・クローバークリニック 鶴見区下末吉下末吉 6-3-25
- ・アーチクリニック 神奈川区新子安 1-33-15
- ・ドルチェデンタルクリニック 神奈川区入江 1-6-3
- ・古川病院 神奈川区子安通 2-286（緊急時入院等バックアップ病院）

10. 身体拘束の理念とやむを得ない拘束

1. 身体的拘束の原則禁止

身体的拘束は利用者様の生活の自由を制限することで重大な影響を与える可能性があります。入居者お一人お一人の尊厳に基づき、安心・安全が確保されるよう、基本的な仕組みの上で施設を運営致します。

身体的・精神的に影響を招く恐れのある身体拘束は、緊急やむを得ない場合を除き原則として実施致しません。

2. 施設としての方針

次のとおり身体拘束がないよう、努めます。

①利用者様の理解とケア向上により身体拘束リスクを排除

利用者様の特徴を日々の状況から十分に理解し、身体的拘束を誘発するリスクを検討し、そのリスクを除くため対策を実施します。

②施設の資質向上に努めます。

管理者・統括主任・介護主任等が率先して施設内外の研修に参加するなど、施設全体の知識・技能が向上するよう努めます。特に、認知症及び認知症による行動・心理状態についてホーム全体で習熟に努めます。

③身体的拘束適正化のため利用者様及びご家族様と話し合います。

利用者様だけでなく、ご家族様にとっても居心地のよい環境・ケアについて話し合い、身体拘束をしなくてもすむような対応を考えます。

3. 身体拘束についての研修

身体拘束についての正しい知識、拘束がもたらす事柄は何か、年に1度スタッフ同士での勉強会を実施します。身体拘束についてのマニュアルを利用し、全スタッフが受講するように調整します。

4. 緊急やむを得ない身体拘束について、下記の通り規定します。

①利用者の状態が下記のABCをすべて満たしている場合、緊急やむを得ず、下記の通り最小限度の身体拘束を実施することとします。

②やむを得ず身体拘束を実施しても、解除することを目標に鋭意検討を行うことをお約束致します。

A 利用者本人又は他利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い

B 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護方法がない

C 身体拘束その他の行動制限が一時的である

③緊急やむを得ず身体的拘束を行わざるを得ない場合、次の項目について具体的に利用者様・ご家族様等へ説明し書面で確認を得ます。

- ・拘束が必要となる理由(個別の状況)
- ・拘束の方法(場所、行為(部位・内容))
- ・拘束の時間帯及び時間
- ・特記すべき心身の状況
- ・拘束開始及び解除の予定

5. 身体的拘束等に関する報告

緊急やむを得ない理由から身体拘束を実施している場合には、身体的拘束の実施状況や利用者様の日々の様子を記録し、拘束解除に向けた確認を行います。

これらを報告書として作成し、保管致します。この報告書はいつでも交付致します。

1 1. その他運営に関する重要事項

- ① 従業者は、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしません。
- ② 従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる為、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との契約の内容としています。
- ③ 嘔吐や吐血、感染が疑われる排便等によって衣服を汚してしまった場合は、原則として次亜塩素酸ナトリウムによる消毒を行います。衣類等の色落ちが発生してしまいますが、感染予防・蔓延防止の観点からご承知おき下さい。
- ④ 小規模多機能ホーム まほろばは病院ではなく、介護保険施設になります。病院とは違い、看護師や医師が常時配置されているわけではないことをご了承願います。また、医療体制の整っている病院とは異なり、病状の変化等への対処にタイムラグが生じてしまいますことをご承知置き下さい。
- ⑤ 状態の低下時等は除き、基本的な巡回は3時間に1度程度となります。そのため、次回の巡回時にお部屋に伺ったら、既にお亡くなりになっていた、などのケースも起こり得ることをご承知置き下さい。
- ⑥ 重ねての項目になりますが、タイムラグの発生や早急な医療処置が出来ないこと、また、看護師・介護士による処置等といったことから、必ずしも万全な対応を保証することは出来ません。看護師・介護士が命に係わる医療処置を実施することはありませんが、上記各項目からアクシデントの発生等、保証は出来かねますので、重ねてご承知置き頂けますようよろしくお願い致します。
- ⑦ 緊急時対応については、利用者様のご希望により対応が異なります。

1. 延命を希望する場合

→提携医療機関に連絡後、救急対応（外部）になります。

この場合もご家族様に連絡を致します。

外部救急対応が発生する場合、病院等へ施設職員が同行することはありません。

何かしらの理由から同行する場合は、介護保険外となり、全額実費となりますことをご承知おき下さい。

病院等との連絡調整はご家族様にて対応頂きますよう、お願い致します。

2. 延命を希望しない場合

→提携医療機関に連絡をし、支持を仰ぎます。施設で対処する医療処置はありません。

特に危険な状態だと判断される場合は早急にご家族様に連絡を致します。

特に危険な状態でない場合は当日か翌日に申し送りとして連絡を致します。